2021

望 、本市場制度等をめぐる

民生活の実現のため、さまざまな施策を進めて 的な成長と安定的な資産形成等による豊かな国 最適な資金フローを実現し、企業・経済の持続 発揮や魅力の向上等を通じて、 これまでの金融庁は、 金融・資本市場の機能 わが国全体の

商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等につ 海外金融機関等の受入れに係る制度整備、 ング・グループ」が設置され、成長資金の供給 二〇二〇年九月に金融審議会「市場制度ワーキ を通じた経済の回復と持続的な成長に向けて うした中で、わが国資本市場の一 て精力的に議論を行っている。 わが国の経済社会については、 大きな変革が起こることが予想される。こ 層の機能発揮 コロナ禍を経

> 市場をめぐる金融庁の取組内容と今後の展望に 本稿では、こうした点を中心に、 金融・資

人的見解であることを申し添えてお なお、文中、意見にわたる部分は、

「顧客本位の業務運営」について

での議論 金融審議会「市場ワーキング・グループ」

1

規制動向も参考にしつつ、顧客本位の業務運営 のさらなる進展に向けた方策等について検討を グループは、これまでの進捗を検証し、海外の した二〇一九年一〇月以降、 則」という)が策定されてから約二年半が経過 「顧客本位の業務運営に関する原則」 玉 民の安定的な資産形成を促す観点 市場ワーキング・ (以下「原 から、

目 次

はじめに

「顧客本位の業務運営」について 金融審議会「市場ワーキング・グルー

での議論

2 最近の動きと今後の対応

金融審議会 「市場制度ワー キング・

ワーキング・グループ設置の

ループ」

成長資金の供給のあり方

いて 海外金融機関等の受入れに係る制度につ

4 金融商品取引業者と銀行との顧客情報

5 金融商品取引業者等の最良執行方針等に 共有等のあり方

取引所をめぐる動き

について 東京証券取引所で発生したシステム障害

総合取引所の実現

祝日取引の実現に向けた対応

東証の市場区分の見直しに向けた所要の

Ŧī. おわりに 規則改正

行 い、二〇二〇年八月、

サービスの提供を競い合うことにより、 ティスを目指して顧客本位の良質な金融商品 を採用しており、金融事業者がベスト・プラク 取組みを行う金融事業者が顧客から選択され 「原則」は、プリンシプルベースのアプローチ よりよ

こ。
事例も未だに見受けられること等が指摘され
②ベスト・プラクティスの対極にある不適切な
②ベスト・プラクティスの対極にある不適切な
組みにつなげられていない原則もあることや、
組みにつなげられている。市場ワーキング・グ

れを用いることにより業法の枠を超えた多様な シートは、 供」(原則五) Ļ 金融商品を比較しやすくすることが期待され ることが望ましいと指摘している。重要情報 あるとして、「重要情報シート」を積極的に用い る観点から、「原則」により求められる具体的 重要な情報を簡潔に記載したものであり、こ こうした現状を踏まえ、 、組みの内容を充実させることを提言して 従業員の業績評価体系に起因する利益相反等 ハリをつけたわかりやすい情報提供が重要で ・ビスを顧客に提案する場面においては、 たとえば、「重要な情報の分かりやすい提 金融事業者による「原則」の実践を支援す 投資リスクのある金融商品の手数料 に関し、 金融事業者が金融商品 報告書では、 ①に関 X 7 11

すること、iii顧客の属性・取引目的を的確に把握すの内容(ii金融商品・サービスの内容を適切に把握能させるため、監督指針において、適合性原則取引法の適合性原則や誠実公正義務を適切に機取引法の適合性原則や誠実公正義務を適切に機

いくことについても提言されている。下した高齢顧客に対する対応を強化・改善して下した高齢顧客に対する対応を強化・改善してこのほか、わが国の急速な高齢化の進展を踏

2 最近の動きと今後の対応

る。 た。 の交付は要しないとする内容の関係内閣府令等 した場合、 シート等を使用して、 抑制やデジタル化の進展を考慮し、 ものから順次導入されることが期待される。 ては、二〇二一年から取組状況のモニタリング 年九月二五日に「原則」の改訂案と監督指針の の改正案を二〇二〇年一〇月二一日に公表し ついても、金融事業者において、用意のできた が開始される予定であり、「重要情報シート」に 改正案を公表した。改訂された「原則」につい また、 報告書の提言を踏まえ、 すでにパブリックコメントは終了してお 今後すみやかに公布・ 重要情報シートの導入による負担増 目論見書等の法定書類について紙 所定の内容を顧客に説明 金融庁は、 施行する予定であ 重要情報の負担増の 110110

ループ」 金融審議会「市場制度ワーキング・グ

Ξ

1 ワーキング・グループ設置の経緯

くことが欠かせない。 実体経済の回復を支えつつ力強く後押しして 造の変革を、 課題となることが見込まれる。こうした産業構 などの構造変革がそれぞれの企業の重 化・オンライン化や大都市集中の是正への対応 イチェーンの再構築、 ル・トランスフォーメーションの進展 コ 口 ナ後の経済社会の姿については、 わが国の資本市場 サービス提供の非対 が、 コ ロナ後 心やサ 要な経営 デジタ ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ラ 面

ある。 復と持続的な成長に向けて、 国資本市場の一層の機能発揮を通じた経済 の拡充が不可欠である。こうした背景も踏 とする非上場企業の資金調達手段 地があると考えられるほか、 場と比較して、資金調達機能の発揮に改善の余 て多様 されるよう、上場企業および非上場企業にとっ 本性資金と負債性資金のそれぞれが適切に活 こうした中、企業の資金ニーズに応じて、 コロナ後の新たな経済社会を見据え、 一方、 な資金調達手段が用意されている必要が 成長資金の供給、 日本の資本市場は、 海外金融機関等 投資家保護に配意 中小企業をはじめ 海外の主要市 へのアクセス わ の受 資 用

り方等に関するタスクフォース」を設置して検 との顧客情報の共有等について検討を行うこと 融商品取引業者等の最良執行方針等の見直し等 とし、二〇二〇年九月の第四四回金融審議会総 入れに係る制度整備、 審議会「市場制度ワーキング・グルー 会において金融担当大臣より諮問を受け、 市場制度WG」という)を設置した。 ついて、 市場制度WGの下に「最良執行のあ マ の議論の概要は以下のとお 三融商品取引業者と銀 また、 プ」(以下 金

2 成長資金の供給のあり方

ショ 限 向けて、 グの制度上限額等の金額要件について検討を行 検討を行うこと、 の私募に適用される開示規制の弾力化に関する できる投資家をプロ投資家とする等、 環境整備として、非上場企業の資金調達の円滑 に関し、自身で適切な資産管理とリスク管理が 化と手段の多様化の観点から、 また、 取引のあり方について、 !の見直しを含めて検討を行うこととされた。 改革実施計画」では、 二〇二〇年七月一七日に閣議決定され 、既存事 スタートアップ企業等によるイノベー コロナ後の新たな経済社会への 株主コミュニティ制度や非上場株式等 業 株式型クラウドファンディン 0) 再 編. スタートアップを促す 非上場株式の勧誘制 再 生が求められる プロ私募の要件 有価証券 変革に た 「規

資本性資金の必要性が高まっている。中、このような企業の挑戦や構造変革を支える

向け、 な供給主体であるベンチャー・キャピタル 度の枠組みやその利用状況、 市場制度WG(一一月一三日)では、 非上場企業等に対する成長資金の円滑な供給に C) やプライベート・エクイティ 流れを多様化する方策について議論を行う。 こうした背景を踏まえ、市場制度WGで 本テーマに関する初回の議論として、 投資家保護の観点に留意しつつ、 資本性資金の重要 (PE) ファン 関連する制 資金 第三回 は

について検討を行う予定である。通じた資金供給の円滑化に向けた具体的な方策の発行・流通の活性化やVC・PEファンドをこうした現状を踏まえ、今後、非上場株式等

ドの現状について紹介した。

3 海外金融機関等の受入れに係る制度につ

(1) 検討の背景

界・アジアの金融市場の強靭性の向上に資するおな情勢の変化の中で、国際的な金融ビジネスをの中で、わが国金融市場が国際金融センターとしての機能の強化を図ることは、国内の雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資するの用・産業の創出や経済力向上の実現に資するのならず、国際的なリスク分散等を通じて、世みならず、国際的なリスク分散等を通じて、世界・アジアの金融市場の強靭性の向上に資する

と考えられる。

そのため、海外の資産運用等の金融ビジネスを日本国内で行いやすくすることで、金融事業者等の受入れを促進していくことが重要である。また、スキルの高い人材の国内への集積は、わが国の金融・資本市場の機能・魅力の向上におが国の金融・資本市場の機能・魅力の向上においる。

せることが喫緊の課題であると考えられる。業者等の受入れのための環境整備を一層加速さは、海外金融機関等、とりわけ海外の投資運用こうした国際金融センターの実現のために

(2) 現行制度の課題

には一定の時間を要する。り、海外で業務実績がある場合でも、登録手続り、海外で業務実績がある場合でも、登録手続として金融商品取引法上の「登録」が必要となであっても、日本で投資運用業を行うには原則であっても

この現行制度については、海外の投資運用業者の受入れに関し、①主として海外の資金を選用する海外事業者を必ずしも想定していない、用する海外事業者を必ずしも想定していない、ので、参入時やその後の監督において、海外でので、参入時やその後の監督において、海外の資金を運用する海外事業者については、海外の投資運用業者の受入れに関し、①主として海外の投資運用業者の受入れている。

③ 金融審議会における検討

市場制度WGでは、前記の課題を踏まえ、海

告書が取りまとめられた。 て検討が行われ、二〇二〇年一二月二三日に報外投資運用業者の受入れに係る制度整備につい

が盛り込まれた。
当該報告書には、主として海外のプロ投資家が盛り込まれた。

旨も併せて盛り込まれた。 「届出」により、日本国内での業務を行えるよけ、海外の顧客資金の運用実績がある投資運用 業者について、海外の資金のみを運用する場合 業者について、海外の資金のみを運用する場合 業者について、海外の資金のみを運用する場合 また、海外において当局による許認可等を受

な制度整備を進めていく。金融センターとしての機能発揮に向けて、適切された考え方を踏まえ、わが国資本市場の国際された考え方を踏まえ、わが国資本市場の国際

共有等のあり方 金融商品取引業者と銀行との顧客情報の

は、一九九三年に同一グループ内において銀行ることの禁止等からなる規制である。本規制で、顧客の非公開情報を顧客の同意なく共有す同一金融グループ内の銀行・証券会社間においいわゆる「ファイアーウォール規制」とは、

直しが行われてきた。設けられたものであり、その後数次にわたり見取引の防止、顧客情報の適切な保護の観点から取引の防止、顧客情報の適切な保護の観点から来・証券業を営むことが可能となった際に、主業・証券業を営むことが可能となった際に、主

二〇二〇年七月一七日に閣議決定された「成と戦略フォローアップ」において、「我が国金融資本市場の魅力を高め」るという観点から、「外国法人顧客に関する情報の銀活ファイアーウォール規制の対象からの除外等証ファイアーウォール規制の対象からの除外等について検討する」こととし、「国内顧客を含めたファイアーウォール規制の必要性についてもな正な競争環境に留意しつつ検討する」こととされた。

要性は高くないという意見がみられた。 該顧客が経済活動を行う国における規制にゆだ ましく、また、諸外国における利益相反管理等 競争力等の観点から、緩和の方向での検討が望おける規制との同等性や海外金融機関との国際 競争力の強化の観点を踏まえ、 国内顧客に係る情報授受規制については、 ねることでよく、 の顧客保護に係る取組みが進展している中、 上につながる見直しを行うことが望ましいとい 人顧客に係る情報授受規制については、 市場制度WGにおける議論にお 個人と法人、 本邦規制を上乗せして課す必 上場企業・大企業と非 顧客の利便性向 いて、 海外に 外国 また、 国際 当

るという意見がみられた。然防止等の弊害防止は適切に行われる必要があいう意見、顧客情報の保護や利益相反取引の未上場の中堅・中小企業は区別して検討すべきと

これらの意見を受け、二〇二〇年一二月二三日に公表された「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第一次報告」において、外国法人顧客情報については、国際競争力強化等の観点顧当とされた。なお、国内顧客に係る情報授受規制の対象から除外することがある。

まえ、引き続き検討を行っていく。 は、 に、 府令の改正に向けた作業を進めていくととも よる金融機関の国際競争力の強化等の グローバルなプラクティスとの整合性の確保に サービスに関する公正な競争の促進や投資家保 今後、 海外の制度や実務等を参考としつつ、 国内顧客に係る情報授受規制等につい 客情報の適切な保護、 本報告書の内容を踏まえ、 資本市場における 必要な内閣 観点を踏 証券 7

ついて 金融商品取引業者等の最良執行方針等に

禁された。その後、二○○五年に、市場間競争務が導入され、上場株式を取り扱うPTSが解撤廃と併せてPTS(私設取引システム)運営業力が国では、一九九八年に取引所集中義務の

を促進するために取引所取引の原則が見直され を促進するために取引所取引の原則が見直され を促進するために取引の条件で執行するための方 分に ういて、最良の取引の条件で執行するための方 分に注文を執行しなければならない等の義務が でい注文を執行しなければならない等の義務が がい注文を執行しなければならない等の義務が がい注文を執行しなければならない等の義務が がい注文を執行しなければならない等の表務が がい注文を執行しなければならない等の表務が がい注文を執行しなければならない等の表務が がい注文を執行しなければならない等の表務が がい注文を執行しなければならない等の表務が がい注文を執行しなければならない等の表務が がい注文を執行しなければならない等の表務が がい注文を執行しなければならない等の表別が見直され

文を取り次ぐものと記載されており、取引所取考慮して、原則として金融商品取引所市場に注 進が阻害されている、との指摘がある。 引の原則を撤廃した目的である市場間競争の促 して決定されることとされた。これを受け、 執行可能性などさまざまな要素を総合的に勘 あるかは、 くの金融商品取引業者等の最良執行方針等に している実情等を踏まえ、 家にとって取引所で執行することが利益に合致 その際、 流動性、約定可能性、 当時 価格のみならず、 の市場インフラや大多数の投資 取引のスピード等を 最良の取引の条件で コスト、 スピード、 多

ステムが普及しつつある。 執行する Smart Order Routing(SOR)というシら最良価格を提示している市場を検索し注文をら最良価格を提示している市場を検索し注文をら最良価格を提示している。また、PTSのシェアも徐々に増加時と比較すれば、PTSのシェアも徐々に増加ー方、最良執行方針等に関する規制の導入当

ることから、最良執行方針等に関する規制につ投資家保護と透明性確保の重要性が高まっていこうした新たな技術の下、注文執行における

終日、

全銘柄の取引を売買停止したの

行っていく。

「最良執行のあり方等に関する制度WGの下に「最良執行のあり方等に関するがところであり、引き続き、市場間競争の現状にところであり、引き続き、市場間競争の現状にところであり、引き続き、市場間競争の現状にのいて、市場に見直すべき点があるか否かについて、市場に見直すべき点があるか否かについて、市場に見直すべき点があるか否かについて、市場には、

四 取引所をめぐる動き

1 東京証券取引所で発生したシステム障害

(1) システム障害の概要

おける全銘柄の取引を停止した。 (以下「arrowhead」という)の障害(以下「本障害」という)の発生により、終日、現物株式売買システム下「東証」という)は、現物株式売買システム下「東証」という)は、現物株式売買システム

直接的な原因は、arrowhead 内の共有ディスク 直接的な原因は、arrowhead 内の共有ディスク を与えるおそれがあったことから、終日、売買再 を与えるおそれがあったことから、終日、売買再 を与えるおそれがあったことから、終日、売買再 を停止することとなった。

じめてであった。

・ 本障害の発生原因(図表1参照

① メモリの故障

た。検証の結果、当該故障は偶発的な故障と判りは、二台あるNASのうち一号機内にあっ本障害の直接的な原因となった故障したメモ

② NASの自動切替え不作動明した。

(注二)などにより、障害発生時に自動切替えはぐ(テイクオーバー)設計であったが、設定ミス発生すると、もう一方に自動的に処理を引き継NASは、一号機、二号機の一方に不具合が

作動しなかった。

3

売買停止機能の不作

止を行うことができなかった。 ASの正常稼働を前提としていたため、売買停ものの、いずれも本障害により機能停止したN

(3) 金融庁の対応

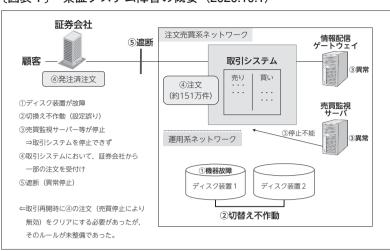
て、両社に対する検査を実施した。

発生原因や改善すべき点等の把握を目的としめる報告徴求命令を発出し、その後、本障害のめる報告徴求命令を発出し、その後、本障害のがる報告徴求命令を発出し、その後、本障害の

査の結果を踏まえて検討した結果、本障害は、その後、両社から提出された報告書および検

は

「図表1〕 東証システム障害の概要(2020.10.1)



1 〔東証に対する業務改善命令 以下の再発防止策を迅速か

0

確実に実施

関係者を含めたテストの実施等、

あ

6

ゆ

Ź

面

か

討協

- 自動切替え失敗に係る再発防止
- 売買再開ルールの不備に係る再発防止策 売買停止機能作動せずに係る再発防

正

策

出 在 社

この明確 に対し、

を求める以

下の業務改善命令を発

整備が認められたことから、

月三〇

Ĕ ル

0

再発防止策の確実な実行や責任の

所 両 未

の自動切替え設定の不備や売買再開

接的には機器の故障が原因であ

たが ルー

直

- これ 今後は 向 上させるとの基 施 たまでの 策の洗い出しおよび必要な対応 「レジリエンス」 「ネバーストップ」 一本的な考え方を踏 (障害回復力) に加え、 を ま
- 責任の所在の明 市場開設者としての責任 確化 の所 在 0) 崩 確化

実施すること

(2) を図ること PXに対する業務改善命令

1 などを含め、 東証だけでなくグループ内 施させること 再発防止策を迅速か この大阪 確実に 取引所

2 (4) 今後の対応 責任の所在の明 確 化

大きな要因であったと考えられ 不作動という「想定外_ ンス」(障害回復力) 「ネバーストップ」を重視するあまり「レジリエ 本障害は、 NASの誤設定による自 の整備が遅れてい の事象が生じたこと、 たことが 「動切替え

> け、 ろ、二〇二一年三月の報告書取りまとめに向 議会にオブザーバーとして参加しているとこ ら十分な措置を講じることが求めら 金融庁としては、 取引所と協力・連携していくとともに、 JPXの再発防止策検

総合取引所の実現

2

れるよう、

引き続きフォ

口

1

してまいりたい

務改善命令における再発防

正策が確実に実施さ

業

(1) 経緯・背景

まったが、以降、 ○○七年に政府が方針を打ち出したことから始 わが国における総合取引 関係省庁との協議などの合意 所の実現構 想は、

形成が得られず、

議論は停滞してい

動きが加速した。 第四次答申」を内閣 合取引所の実現を含む 二〇一八年度に入り、 総理大臣に提出するなど、 「規制改革推進に関する 規制改革推進会議 が総

子会社化した。 二〇一九年三月には、 (TOCOM) が経営統合に関する基本合意を 同年一〇月 一日にJPXがTOCO JPXと東京商品 Μ 取 引

金属 から大阪取引所に移管した。 、トウモロコシ、 そして二〇二〇年七月二 · 金、 銀、 白金、パラジウム)、 大豆、小豆) 七 0) 市場をTOC Ę J ゴ P Ą X k 0 産 品貴

これにより、 大阪取引所は、 証 券分野 と商

定外」の事象に起因する障害が発生することの 東証およびJPXは、 ル 1 再び「想 ル 策定

本件を踏まえ、

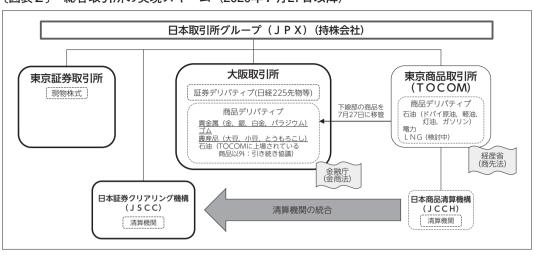
よう、

システム対応、

手続

-61 -

〔図表2〕 総合取引所の実現スキーム(2020年7月27日以降)



5 は、 を受け れてい さらに、 金 融 ることか 商 品 大阪取引所およびその 取引 から、 法 の規制に服 規制 監督 0) 取 金 引 元 融 参 化 庁 の監 加 b 図 者 Н グ機構

が

統

合され、

投資家の

利便性向

F.

0

観

点

C

らも重要と考えている。

(2) 原油等指数先物の上

た セン 続きT させるため、 阪取引所とし ネ ルギ 原油、 わ スを保有 が . 原 Ō i 国 /油市 Č 市 ガ に総合取引所が実現したも ジリ Ο 場 ては、 場は する海外取引所と交渉を重 原 Μ は大阪取引所に移管され 油 投資家ニーズが お 取引に係る主要な指 原 灯 いて取引が行 油 油商品先物 軽 油 われ 0 高 電力など É. 0 ・ため、 標 場 ず、 7 0) 0 を実現 ねてき 11 デライ 引き 0 K 大 工 バ

Р 取 EXCL Ī これ 引所 銘柄とする (CME Petroleum Index) 、キサス・ まで に上場させる方向となってい 世 1 界的 のところ、 ヨーク С インター に知名度の M E 原 マー C ・ミデ 油等指数先物」 カンタイル Μ 先物) Е イエー 高いWTI ゲ ル を新たに <u>۱</u> 1 取 ブ 引 なとを 0) 所 Ĉ ウ Ν に上 Y 工 Μ M

> 動する。 構成され、 ĺ 本商 これまでのところWTI ガ ソリ 品 は うち七割以上をWTIが C 軽 M 強の三 E 市 場に上 0) 一場され エネル 0) 値 動きにほ ギ 7 占 11 8 先 る ぼ る 物 W 連 た Τ

物など)をワンストップで取り扱うこととな

0

デリ

バ

、ティ

· ブ 取

引

日

経二

五

先物、

ここに総合取引所が実現した

清算機関についても、

日

本証券クリ (図表2参照

ŧ

J S C C

と日本商品清算機構

J C C アリ

る方針である。 本商 Μ Е 品 ーグル の指数を公表して 年秋 1 ic C it М Е す っでに一 P お Ι $\overline{\bigcirc}$ ŋ 先 物を上 大阪 $\overline{\bigcirc}$ 年 場 取 引 月 所

は、 5

(3) 今後の課題

ため、 海外 る。 照)。 取 取引所が実現したことは大きな意義があ までワンストッ 引 わ が国 \hat{o} 高は大きく遅れをとっ ま 取引所に比べると、 さらなる取引参加者の 口にお 総合取引所における取引高 11 プで取り扱うことができる て、 株 価指数 デリ **先物** 7 拡大も必 バ V テ から る ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゚ ・ブ取引 図 0) 商 要で 拡 表3 品 Ś 大 総 が 0 \mathcal{O}

総合取 資家利 取 7 た 0 連携 組み いおり、 流動 大阪 を後押り 性 を密に 引所での取扱いなどにつ 便 取 弘引所は、 向 金融庁としてもこうした大阪 0 上 向 しながら引き続き検討してま しして 上 国 (取扱商 際競争力強化を図ることと 総合取引所 くとともに、 品の多様化 の実現を W て、 原 関係 /油 先物 取 先 通 引 物 じて投 者と 所 取 0 引

〔図表3〕 取引所におけるデリバティブ取引(有価証券、 為替、金利、商品ほか)の年間取引残高ランキ ング (2019年)

	取引所	所在地	総取引高 (億枚)
1	インド国立証券取引所	インド	59.61
2	CMEグループ	米国	48.30
3	B3	ブラジル	38.81
4	インターコンチネンタル取 引所		
5	ユーレックス	ドイツ	19.47
6	シカゴオプション取引所 (CBOEHD)	米国	19.12
7	ナスダック	米国	17.85
8	韓国取引所	韓国	15.47
9	モスクワ取引所	ロシア	14.55
10	上海先物取引所	中国	14.48
11	大連商品取引所	中国	13.56
12	鄭州商品取引所	中国	10.93
13	ボンベイ証券取引所(BSE)	インド	10.26
14	マイアミインターナショナルホールディングス	米国	4.40
15	香港取引所	香港	4.39
16	イスタンブール証券取引所	トルコ	3.88
17	日本取引所グループ	日本	3.61
18	インド・マルチ商品取引所	インド	3.07
19	台湾先物取引所	台湾	2.61
20	オーストラリア証券取引所	オーストラリア	2.60

が強く認識され、これを機にわが国における祝みがリスクを回避できないことについての課題本市場のみが閉場しているため、本邦投資家の の際、 他国市場で大きな変動があった場合に日

議

論を進めることとした。

具体的には、

大阪取引所は、

具体的かつ詳

が閉場している (図表4参照 その状況下において、二〇一九年 0) 0 連

らに年末年始も含めて現物・先物ともに取引所

わが国は諸外国と比べて祝日日数が多く、

z

た 日取引 開

3

祝日取引の実現に向けた対応

(1)

生じにくい日経二二五などの先物取引について が開くことによる影響範囲が広く論点が多岐に わたることから、 への配慮、③投資信託の基準価額算出など市場 示対応のために祝日対応が必要となる上場企業 ①低流動性株式の価格形成への懸念、 祝日に現物株式を取引することについて JPXでは、 こうした論点が ②適時開

.始に向けた議論が本格的に進んでい

め 日に報告書を取りまと 方向を公表した。 祝日取引の開

始

設置し、

同年六月三〇

ループ」(祝日WG) を に関するワーキンググ リバティブの祝日取引

(2) 報告書の概要

告書のポイントは以 阪取引所が公表した報 のとおりである。 二〇二〇年六月に大 的な対象日は、土 祝日取引の具体

〔図表4〕 取引所(先物・オプション市場)の祝日取引の状況

日曜および一

テム対応のため三 ての休業日 月一日を除くすべ

(シス

休を二~三回

区分	日本 (大取)	米国 (CME)	英国 (ICE Europe)	ドイツ (Eurex)	シンガポール (SGX)	香港 (HKX)
国民の祝日	16日	10日	8日	9日	11日	17日
祝日取引の有無	なし	あり	あり	あり	あり	なし
祝日取引の日数	0 日	8日	5 日	2 日	7 日	0 日

な検討を行うため、 〇二〇年一月に、

参加者で構成する「デ

商

品は、

指

数先 対象

オプショ

祝日取引の

引を行う方向

で は

検 取 残

す以外の

祝日

に祝日取引のニーズが低い国債先物・オプ 商品先物・オプションとする。 有価証券オプションは対象外とす 市場参加者

- 3 祝日取引への証券会社の参加は任意
- されるイメージ)。 等は祝日の次営業日分と合わせて行う(祝 セッションの延長として行い が月曜の場合、 祝日取引の取引日の考え方は、 月曜と火曜を合わせて取引 (注三)、決済 ナイト
- (5) する場合は六○%))。 求める (現在の想定は三〇% 参加者に対して、 4引が二日連続する場合は四五%、 リスク管理は、 取引証拠金の事前割増を 祝日取引に参加する清算 (ただし、 三日連続 祝日

今後の対応方針

開始を目標として準備を進めていくとしてい 二〇二二年秋または二〇二三年初旬の祝日取引 大阪取引所は、祝日WGの報告書において、

金融庁としては

融・資本市場がさらに活性化されることを期待 ており、投資家の利便性が向上し、 の観点から、祝日取引は意義のあるものと考え しておりデリバティブの祝日取引開始を後押し 1 際の投資家へのリスクヘッジ手段の提供 日本の市場の国際競争力強 祝日中に外国市場で大きな変動があった 日 本の金

してまいりたい

4

規則改正 東証の市場区分の見直しに向けた所要の

末、 区分に見直すことを予定しており、 場・プライム市場・グロース市場の三つの市場 年四月に現在の市場区分を、スタンダード市 構造専門グループの報告書を踏まえ、 ントを公表した。見直しのポイントは以下のと への円滑な移行を実現するため、二〇二〇年 おりである。 東証は、二〇一九年一二月の金融審議会市場 所要の規則改正を行う旨のパブリックコメ 新市場区分

する。 ガバナンス・コードへ対応するとともに、 い上場会社については、改訂後のコーポレート ○○億円以上、流通株式比率三五%以上とする。 準、上場維持基準ともに、 経過措置としてプライム市場への上場を可能と の適合に向けた改善計画書を提出した場合は、 にプライム市場に上場する会社は、上場審査基 また、移行基準日に上場維持基準に適合しな 現行の流通株式の定義を見直し (注四)、新た ① 上場審査基準、 上場維持基準の見直し 流通株式時価総額一 基準

2 TOPIX算出ルール での見直

円以上の銘柄とする。 新市場区分へ移行後のTOPIX構成銘 プライム市場の流通株式時価総額 ○○億

五

おわりに

者の皆様のご理解とご協力を引き続きお願い申 に向けた取組みを進めていく所存であり、 透明・公正かつ活力ある金融・資本市場の実現 題について、金融庁の取組みと今後の展望に し上げたい。 いて、申し述べた。これらの点を含め、 以上、 金融 ・資本市場をめぐるいくつかの課 関係

- (注一) Network Attached Storage:コンピュータ ネットワークに直接接続して使用するファイル
- (注二) NASは、NASの納入元がOEM販 に気づかなかったことから、設定ミスが生じ している製品であったところ、OEMベンダー ASの納入元(および東証)は、当該仕様変更 作動しない)をNASの納入元に通知せず、N 仕様変更(初期設定値でテイクオーバーは
- 九時三〇分) は、翌営業日として扱われている。 ティブのナイトセッション(一六時三○分~二 合であっても、 (終値)となる。現在行われているデリバ デリバティブの営業日は一五時一五分で 国内の普通銀行、保険会社等が所有する 上場株式数の一〇%未満を所有する場 流通株式から除く。

金融庁企画市場局市場課長 太ぉ 田た 和き 房が